

beyond2020プログラムについて

内閣官房オリパラ事務局

beyond2020プログラムの概要

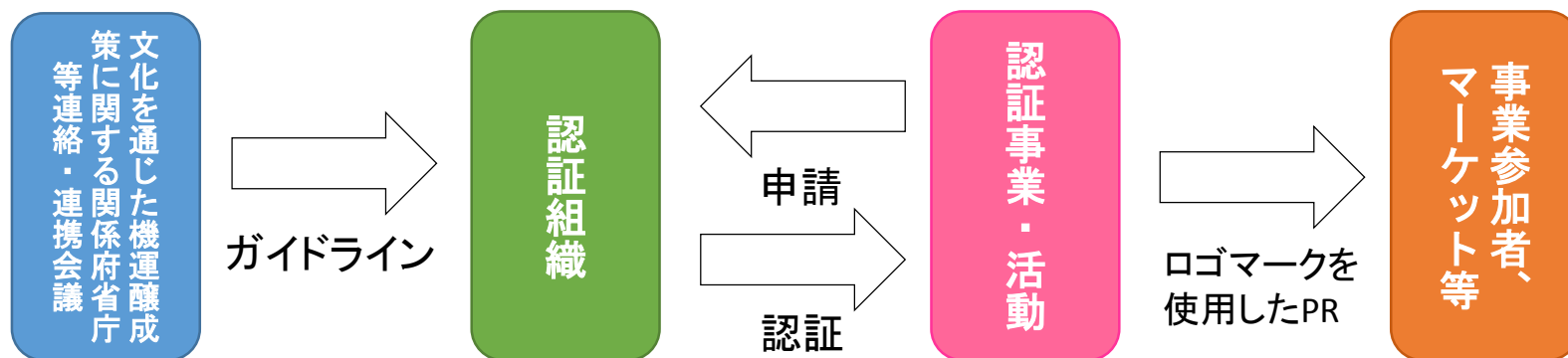
日本の魅力をすべての人へ

beyond2020プログラムは、
みんなが参加できる2020年以降を見据えた文化プログラムです。

◆beyond2020プログラムの趣旨

2020年以降を見据え、日本の強みである地域性豊かで多様性に富んだ文化を活かし、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシーの創出に資する文化プログラムを「beyond2020プログラム」として認証し、ロゴマークを付与することで、オールジャパンで統一感を持って日本全国へ展開する（2016年3月開催の第2回2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議にて決定）。

◆beyond2020プログラム認証の流れ



beyond2020プログラムの認証要件等

◆beyond2020プログラムの認証要件

○日本文化の魅力を発信するとともに、共生社会、国際化に繋がるレガシーを創出するため、以下を認証要件とします。

<beyond2020プログラムの認証要件>

●日本文化の魅力を発信する事業・活動

※日本文化とは、伝統的な芸術からクールジャパンとして世界中が注目するコンテンツ、和食などの食文化、祭りや伝統的工芸品など、多様なものを含んでいます。

●多様性・国際性に配慮した、以下のいずれかを含んだ事業・活動

- ・ 障害者にとってのバリアを取り除く取組
- ・ 外国人にとっての言語の壁を取り除く取組

◆beyond2020プログラムの実施主体

○公的機関のほか、民間事業者、その他任意団体等幅広い方が実施する事業・活動が認証の対象となり、営利活動、非営利活動に関わらず、文化に関わる幅広い活動を認証します。

<beyond2020プログラムの認証の対象となる事業・活動等の実施主体>

- ア 国の行政機関(独立行政法人、特殊法人及び認可法人を含む。)
- イ 地方公共団体(特別区、一部事務組合及び広域連合、地方独立行政法人を含む。)
- ウ 国立大学法人及び学校法人
- エ 公益法人又はこれに準ずる団体
- オ 株式会社等その他法人格を有する団体
- カ アからオまでに掲げる者に準ずると認められる団体

beyond2020プログラムロゴマーク

◆beyond2020プログラムロゴマーク

○認証を受けた事業・活動は、「beyond2020ロゴマーク」を使用することができます。

※beyond2020ロゴマークは現在選考中です。平成29年1月中に発表を予定しております。

候補作品			
	作品1	作品2	作品3
ロゴマーク			
作品コンセプト	<p>○「国や障害者に隔たる壁を壊し新しい社会を生み出す」をテーマとしたデザイン。</p> <p>○割れた壁やその隙間から差し込む光をモチーフにし、未来へ進む勢いを感じられるロゴを意識して制作。</p>	<p>○「サムズアップ」をモチーフ制作。「b」と「サムズアップ」の形を掛け合わせたデザイン。</p> <p>○「いいね」や「グッド」のように、国籍、性別、年齢など様々な壁を越えて、多くの人に前向きなイメージを与え、「beyond2020」の活動が大きく広がる様に、活動的、活発的なイメージと、日本らしさも兼ね備えた明るい未来を作っていくという意味で、朱色を使用。</p>	<p>○日本の文化のひとつである折り紙の鶴をモチーフにデザイン。</p> <p>○幾重にも重なる虹色の羽は地域性豊かな日本の文化の多様性と、日本を舞台に様々な個性をもったすべての人が参画し、羽ばたいていくイメージを表現。</p>

beyond2020プログラム先行事例①

大相撲beyond2020場所(内閣官房)

日本文化の体現者たる「相撲」の国際発信力や障害者のアクセシビリティを強化するべく、両国国技館の枡席を外国人客で埋め尽くし、外国語対応が可能な和装スタッフによる対応、英語による解説などを配した特設イベントを実施。プロジェクトを通じ多様性に応じた導線のあり方、座席位置、案内等の運営検討、実証的データを整備するとともに、日本文化や大相撲の魅力を国内外に発信する。

○場内放送を、日本語・英語の2か国語で実施すると共に、パンフレットも日英併記したものを配布。

○手話による説明やモニターを設置。聴覚障害者の方は聴導犬とともに観戦。



beyond2020プログラム先行事例②

東北六魂祭パレード(東京都 ほか)

日本の伝統芸能やコンテンツ、東京・東北の観光情報、食文化等を披露することで、東北復興と魅力ある日本の文化を発信する「東京 新虎まつり」のメインイベントとして、東北の祭りや東北各地のローカルキャラクターを新虎通りに一堂に集め、「東北六魂祭パレード」を実施。東北復興を掲げ、東京から東北への導線を創出するとともに、キャラクター等の日本のコンテンツを披露。

○祭りの説明等を日本語・英語の2か国語で実施すると共に、パンフレットも日英併記したものを配布。



beyond2020プログラムの認証を行う組織

◆認証を行う組織（認証組織） <平成29年1月12日現在>

○内閣官房オリパラ事務局（H28.12.26～）

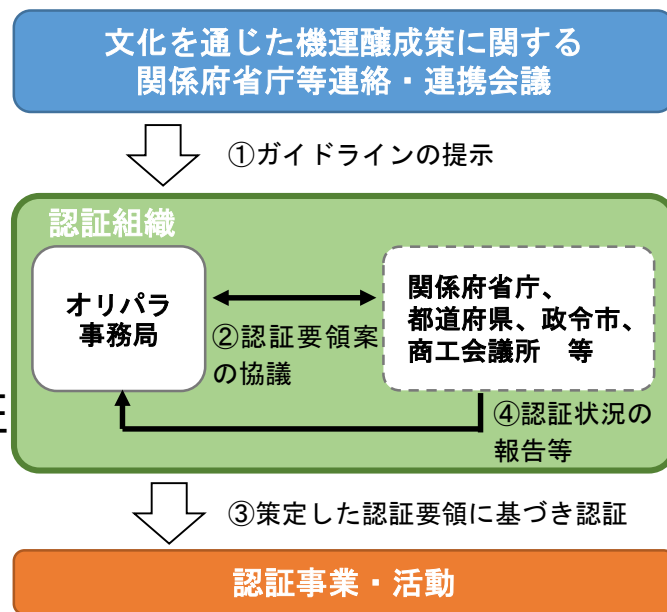
◆認証組織になれる者

- (1) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議の構成員及びオブザーバーが属する組織
- (2) 都道府県及び政令市
- (3) 商工会議所

◆認証組織となる手続き

- ① ガイドラインに基づき認証要領案を作成
- ② 内閣官房オリパラ事務局と認証要領案の協議
- ③ 認証要領を策定。認証要領に基づき、事業・活動を認証
- ④ 認証状況を内閣官房オリパラ事務局に定期報告

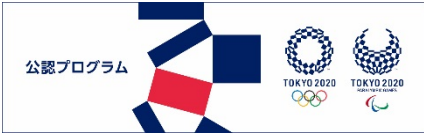

※H29.1月中に、都道府県及び政令市宛に認証組織となる意向確認の照会を行います



～認証組織における認証について～

- ・各組織が策定する認証要領では、認証の対象とする事業・活動等の実施主体を限定することが可能。例えば、当該都道府県内に拠点がある団体に限る、当該商工会議所の会員に限る、などの条文を認証要領に追加できます。
- ・認証組織が行う事業・活動については、認証組織自ら認証することが可能。

文化プログラムの推進に向けた取組一覧

		文化を通じた機運醸成策に関する 関係府省庁等連絡・連携会議	大会組織委員会	
プログラム		beyond2020 プログラム	東京2020公認 文化オリンピック	東京2020応援 文化オリンピック
ロゴマーク		マーク選考中		
説明		2020年以降を見据えレガシー創出に資する文化プログラム	「オリンピック憲章」に基づいて行われる公式文化プログラム	
ポイント		営利・非営利団体を問わず幅広い団体の事業・活動の申請が可能	東京大会の主なステークホルダー（スポンサー、会場関連自治体など）を中心に展開	東京大会のステークホルダー以外の自治体や非営利団体を中心に全国で広く展開
イベント・事業実施主体	スポンサー企業	○	○	
	国	○	○	
	開催都市（東京都）	○	○	
	会場所在 地方自治体	○	○	
	上記以外 地方自治体	○		○
	非営利団体 （NPO、NGO等）	○		○
	ノンスポンサー 企業	○		

今後のスケジュール等

- H28.12.26 オリパラ事務局において、認証申請受付開始
H29. 1.31 認証、ロゴマーク付与スタート
- H29. 2 ~ 認証組織となる希望団体とオリパラ事務局の協議開始
H29. 4 ~ オリパラ事務局以外の認証要領を策定した認証組織において
認証申請受付開始(予定)

【申請に関する問い合わせ先】

beyond2020プログラム事務局

(10:00~17:00/土日祝・12/29~1/3を除く)

TEL:0570-022320

Email: shinsei@beyond2020program.jp

URL: http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/beyond2020/

【認証組織に関すること、その他問い合わせ先】

内閣官房 東京オリンピック競技大会・

東京パラリンピック競技大会推進本部事務局(牧村、林、木下、富本)

TEL:03-3581-0179 FAX:03-3581-4355

Email: beyond2020@cas.go.jp

beyond2020プログラム、始動！！

日本の魅力をすべての人へ

～beyond2020プログラムは、みんなが参加できる2020年以降を見据えた文化プログラムです～

2020年以降を見据え、日本の強みである地域性豊かで多様性に富んだ文化を活かし、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシーを創り出す文化プログラムを「beyond2020（ビヨンドニーゼロニーゼロ）プログラム」として、認証の申請受付を開始します。

- 日本文化の魅力発信を発信するとともに、共生社会、国際化に繋がるレガシーを創出します。
- 営利活動、非営利活動に関わらず、文化に関わる幅広い活動を対象とします。
- 公的機関のほか、民間事業者、その他任意団体等幅広い方にご参画いただけます。
- 認証を受けた事業・活動は、「beyond2020ロゴマーク」を使用することが出来ます。
※beyond2020ロゴマークは現在選考中です。平成29年1月中に発表を予定しております。

◇申請受付開始 平成28年12月26日（月）
※平成29年1月31日（火）以降に認証します。

◇申請方法

申請は、beyond2020プログラム事務局で受け付けます。

以下のbeyond2020プログラムサイトにある申請申込書をご提出ください。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/beyond2020/index.html

<beyond2020プログラムの認証要件>

- 日本文化の魅力を発信する事業・活動であること。
※日本文化とは、伝統的な芸術からクールジャパンとして世界中が注目するコンテンツ、和食などの食文化、祭りや伝統的工芸品など、多様なものを含んでいます。
- 多様性・国際性に配慮した、以下のいずれかを含んだ事業・活動であること
 - ・ 障害者にとってのバリアを取り除く取組
 - ・ 外国人にとっての言語の壁を取り除く取組

【お問合せ窓口】

beyond2020 プログラム事務局 10:00～17:00（土・日・祝を除く）

電話番号：0570-022320

メールアドレス：shinsei@beyond2020program.jp

beyond2020プログラムの認証に関するガイドライン

平成 28 年 1 2 月 1 4 日
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に
向けた文化を通じた機運醸成策に関する
関係府省庁等連絡・連携会議決定

1. 目的

2020 年は、文化プログラムを通じて日本の魅力を発信する絶好の機会である。この機会に、2020 年以降を見据え、日本の強みである地域性豊かで多様性に富んだ文化を活かし、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシーを創り出すことが求められており、こうしたレガシー創出に資する取組を、「beyond2020 プログラム」(以下「beyond2020」という。)として認証する。このガイドラインは、beyond2020 を認証する際に必要な事項を定め、beyond2020 を通じ、我が国の文化の向上に取り組む中で、全ての人々が参画できる社会に向け、企業等の行動に変革を促す仕掛けとし、レガシー創出に寄与することを目的とする。

2. 認証組織

- (1) 別表に掲げる組織は、beyond2020の趣旨に賛同し、その推進に取り組もうとする場合、beyond2020の認証を行う組織(以下「認証組織」という。)となることができる。
- (2) 認証組織は、beyond2020の認証を行うに当たっては、あらかじめ本ガイドラインに基づき、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局(以下、「内閣官房オリパラ事務局」という。)との協議を経て、「beyond2020 プログラムに関する認証要領」(以下、「認証要領」という。)を策定する必要がある。
- (3) 認証組織は、内閣官房オリパラ事務局が実施するbeyond2020の推進に係る調査(認証状況の随時報告、beyond2020の認証を受けた事業・活動(以下「認証事業」という。)の実施状況に係る定期報告等)に協力することが求められる。

3. 認証の要件

- (1) beyond2020を通じ、障害者にとってのバリアや訪日外国人にとっての言語の壁を取り除くなど、全ての人々が参画できる社会に向けて、企業等の行動に変革を促す仕掛けとすべく、認証組織は、以下の必須要件を全て含む認証の要件を認証要領において設定する。

【必須の認証要件】

- ① 日本文化の魅力を発信する事業・活動であること。

なお、ここでいう日本文化とは、伝統的な芸術、現代舞台芸術、最先端技術を用いた各種アート、デザイン、クールジャパンとして世界中が注目するコンテンツ、メディア芸術、ファッション、和食・日本酒その他の食文化、祭り、伝統的工芸品、和装、花、木材・石材・畳等を活用した日本らしい建築など、多様な日本文化をいう。

- ② 成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシー創出のため、以下のいずれかの要素を付加した事業・活動であること。

ア 障害者にとってのバリアを取り除く取組

イ 外国人にとっての言語の壁を取り除く取組

- (2) 認証組織は、上記必須要件に加え、認証要領において要件を付加して作成することができる。

4. マークの使用

- (1) 認証事業は、beyond2020のロゴマーク（以下、「マーク」という。）を使用することができる。
- (2) マークの使用に関する一切の権利は、内閣官房に帰属する。
- (3) マークの使用料については、無料とする。
- (4) このガイドラインを基に策定された認証要領による認証は、認証を受けた者がマークの一部又は全部を独占して使用する権利を付与するものではない。また、使用者並びに使用対象物等について認証組織が推奨を行うものではない。

5. マークの使用制限

認証組織は、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、認証要領に定めるマークの使用を制限する事項に該当する場合は、マークの使用を認めない。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) beyond2020のイメージを損なうと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、団体、法人若しくは商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、上記1. に規定する目的の実現に特に資すると認証組織が認める場合はこの限りではない。
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する使用と認められる場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はその広告等に使用される場合。ただし、特に文化振興等に資すると認証組織が認める場合はこの限りではない。

- (7) マークの使用によって、品質や産地、その他の誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) マークの変形を行う場合又は立体物でその表現がマークの立体物と認められない場合
- (9) その他、認証組織が不適切と認める場合

6. 認証の対象となる事業・活動等の実施主体

以下に掲げる者は、認証組織に対して beyond2020 の認証の申請を行うことができる。

- ア 国の行政機関（独立行政法人、特殊法人及び認可法人を含む。）
- イ 地方公共団体（特別区、一部事務組合及び広域連合、地方独立行政法人を含む。）
- ウ 国立大学法人及び学校法人
- エ 公益法人又はこれに準ずる団体
- オ 株式会社等その他法人格を有する団体
- カ アからオまでに掲げる者に準ずると認められる団体

7. 認証の対象とならない者

認証組織は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、beyond2020に認証しない。

- (1) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
- (3) (1)及び(2)に掲げる者から委託を受けた者並びに(1)及び(2)に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者。ただし、特に文化振興等に資すると認証組織が判断した場合はこの限りではない。
- (5) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
- (6) 税法違反（法人税法（昭和40年法律第34号）違反、所得税法（昭和40年法律第33号）違反、地方税法（昭和25年法律第226号）違反（法人事業税、個人事業税））がある者
- (7) 政治団体若しくはこれらに類する者
- (8) 前各号に掲げるほか、法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- (9) その他、認証組織が不適切と認める者

8. 認証の手続き

認証の対象となる事業・活動等の実施主体がbeyond2020の認証を受けようとする場合、認証組織が定める認証要領に基づき、関係書類その他の方法により、認証組織に申請書その他の申請に必要な情報を提出しなければならない。

9. 遵守事項

認証を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 認証事業は、beyond2020の政策目的を損ない、又はbeyond2020の品位を貶めることのないよう十分に注意すること。
- ② マークのデザインやその他使用のルールについては、別に定めるデザイン使用ガイドラインを遵守すること。
- ③ 内閣官房又は認証組織が行うマークの使用状況等の調査その他の照会に応じること。
- ④ その他各種の法令、条例、規程等を遵守すること。

10. 認証の取消し等

認証組織は、本ガイドライン及び認証要領に違反する場合は、認証を取り消すことができる。

11. その他

本ガイドラインに定めるもののほか、beyond2020の認証及びマークの使用に関し必要な事項は、内閣官房オリパラ事務局と認証組織が協議するものとする。

附則

このガイドラインは、平成28年12月14日から施行する。

別表 認証組織となることができる組織

- (1) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議の構成員及びオブザーバーが属する組織
- (2) 都道府県及び政令市
- (3) 商工会議所

beyond2020プログラム認証要領

平成28年12月26日
内閣官房オリパラ事務局作成

(目的)

第1条 この要領は、「beyond2020 プログラムの認証に関するガイドライン」に基づき、beyond2020 プログラム（以下「beyond2020」という。）を認証する際に必要な事項を定め、beyond2020 を通じ、我が国の文化の向上に取り組む中で、全ての人々が参画できる社会に向け、企業等の行動に変革を促す仕掛けとし、レガシー創出に寄与することを目的とする。

(認証の要件)

第2条 beyond2020を通じ、障害者にとってのバリアや訪日外国人にとっての言語の壁を取り除くなど、全ての人々が参画できる社会に向けて、企業等の行動に変革を促す仕掛けとすべく、以下の要件を全て満たす事業・活動をbeyond2020に認証する。

(1) 日本文化の魅力を発信する事業・活動であること。

なお、ここでいう日本文化とは、伝統的な芸術、現代舞台芸術、最先端技術を用いた各種アート、デザイン、クールジャパンとして世界中が注目するコンテンツ、メディア芸術、ファッション、和食・日本酒その他の食文化、祭り、伝統的工芸品、和装、花、木材・石材・畳等を活用した日本らしい建築など、多様な日本文化をいう。

(2) 成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシー創出のため、以下のいずれかの要素を付加した事業・活動であること。

ア 障害者にとってのバリアを取り除く取組

イ 外国人にとっての言語の壁を取り除く取組

(マークの使用)

第3条 認証事業は、beyond2020のロゴマーク（以下、「マーク」という。）を使用することができる。

(マークの使用に関する権利)

第4条 マークの使用に関する一切の権利は、内閣官房に帰属する。

(マークの使用制限)

第5条 内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局長（以下、「内閣官房オリパラ事務局長」という。）は、次の各号のいずれかに該当

する場合、マークの使用を認めない。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) beyond2020のイメージを損なうと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、団体、法人若しくは商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、第1条に規定する目的の実現に特に資すると内閣官房オリパラ事務局長が認める場合はこの限りではない。
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する使用と認められる場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はその広告等に使用される場合。ただし、特に文化振興等に資すると内閣官房オリパラ事務局長が認める場合はこの限りではない。
- (7) マークの使用によって、品質や産地、その他の誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (8) マークの変形を行う場合又は立体物でその表現がマークの立体物と認められない場合
- (9) その他、内閣官房オリパラ事務局長が不適切と認める場合

（認証の対象となる事業・活動の実施主体）

第6条 以下に掲げる者は、内閣官房オリパラ事務局長に対して beyond2020 の認証の申請を行うことができるものとする。ただし、日本国内に拠点がある者とする。

- ア 国の行政機関（独立行政法人、特殊法人及び認可法人を含む。）
- イ 地方公共団体（特別区、一部事務組合及び広域連合、地方独立行政法人を含む。）
- ウ 国立大学法人及び学校法人
- エ 公益法人又はこれに準ずる団体
- オ 株式会社等その他法人格を有する団体
- カ アからオまでに掲げる者に準ずると認められる団体

（認証の対象とならない事業・活動の実施主体）

第7条 内閣官房オリパラ事務局長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、beyond2020に認証しない。

- (1) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
- (3) (1) 及び (2) に掲げる者から委託を受けた者並びに (1) 及び (2) に掲げ

る者の関係団体及びその役職員又は構成員

- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者。ただし、特に文化振興等に資すると内閣官房オリパラ事務局長が判断した場合はこの限りではない。
- (5) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
- (6) 税法違反（法人税法（昭和40年法律第34号）違反、所得税法（昭和40年法律第33号）違反、地方税法（昭和25年法律第226号）違反（法人事業税、個人事業税））がある者
- (7) 政治団体若しくはこれらに類する者
- (8) 前各号に掲げるほか、法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- (9) その他、内閣官房オリパラ事務局長が不適切と認める者

（認証の申請）

第8条 beyond2020の認証を受けようとする場合、「beyond2020プログラム認証申請書」（別記様式第1号）に関係書類を添えて、内閣官房オリパラ事務局長に提出しなければならない。

- 2 内閣官房オリパラ事務局長は、前項の規定により申請を行った者（以下「申請者」という。）に対し、必要に応じて資料等の提出を求めることができる。

（認証の手続）

第9条 内閣官房オリパラ事務局長は、前条第1項の規定による認証申請があった場合は、その内容を審査し、当該申請が第2条で掲げる要件に適合すると認められるときは、認証を行うものとする。なお、内閣官房オリパラ事務局長は必要に応じて条件を付すものとする。

- 2 内閣官房オリパラ事務局長は、前項に規定する認証を決定した場合は、「beyond2020プログラム認証／不認証通知書」（別記様式第2号）により当該申請者へ通知するものとする。また、E-mailによってマークのデータを当該申請者へ通知するものとする。
- 3 認証の期間は、申請書に記載の期間とし、原則1年以内とする。ただし、1年を超えて継続して実施する事業・活動については、内閣官房オリパラ事務局長と協議の上、1年以上の期間、申請することができる。

（認証の変更等）

第10条 前条の規定により認証を受けた者が、当該認証を受けた内容について変更しようとする場合は、あらかじめ「beyond2020プログラム認証変更申請書」（別記様式第3号）に関係書類を添えて内閣官房オリパラ事務局長に提出し、変更についての認証を受けなければならない。

- 2 内閣官房オリパラ事務局長は、前項の規定による変更申請があった場合は、前条第1項の規定を適用しその内容の審査を行い、当該内容の変更が適正と認められるときは、変更後の内容にて認証を行うことができる。
- 3 内閣官房オリパラ事務局長は、前項に規定する変更後の内容で認証を行った場合は、「beyond2020プログラム変更認証通知書」（別記様式第4号）により当該変更申請者へ通知するものとする。

（実績の報告）

第11条 認証（前条の規定による内容の変更認証があった場合は、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた者は、認証事業の終了後1か月以内に「beyond2020プログラム実績報告書」（別記様式第5号）により認証事業の実績を提出すること。

（遵守事項）

第12条 第9条の規定により認証を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）認証事業が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
- （2）マークの使用に当たっては、認証を受けた内容に限ること。
- （3）認証を受けたことによる権利を、譲渡、転貸又は継承しないこと。
- （4）マークのデザインやその他使用のルールについては、別に定めるデザインガイドラインを遵守すること。
- （5）消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかとなるよう、マーク使用対象物等には販売者、製造者又は製作者の名称及び連絡先を明示すること。
- （6）第三者に使用対象物等の製造等を委託する場合は、その委託先との間で、使用ガイドライン等にのっとりマークを取り扱うよう義務付ける契約を使用者の責任で行い、管理を徹底すること。
- （7）内閣官房オリパラ事務局長が行うマークの使用状況等の調査その他の照会に応じること。
- （8）その他各種の法令、条例、規程等を遵守すること。

（認証の取消し等）

第13条 内閣官房オリパラ事務局長は、認証を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認証を取り消すことができる。

- （1）提出・申請した内容に虚偽のあることが判明し、又は虚偽の疑いがあると内閣官房オリパラ事務局長が認めた場合。
- （2）第5条又は第7条のいずれかに該当するに至った場合。

- (3) 前条に規定する遵守事項に違反した場合。
 - (4) その他本要領のいずれかの条項に違反した場合。
 - (5) その他認証事業の継続が不相当であると内閣官房オリパラ事務局長が認めた場合。
- 2 内閣官房オリパラ事務局長は、前項に規定する取消しを行った場合は、
「beyonnd2020プログラム認証取消通知書」（別記様式第6号）を当該取消しを受けた者に通知する。
- 3 第1項の規定により認証の取消しを受けた者は、認証取消の日から使用対象物にマークを使用することはできない。
- 4 内閣官房オリパラ事務局長は、認証の取消しを受けた者に対して、認証の取消しを受けた使用対象物等について回収等の措置を請求することができる。
- 5 内閣官房オリパラ事務局長は、前三項の規定により、認証の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。
- 6 内閣官房オリパラ事務局長は、第1項の規定による認証の取消しを受けた者が、その取消し後に行った認証申請について、必要と認める期間、当該認証を行わないことができる。

(認証を受けずにマークを使用した場合の差止め等)

- 第14条 内閣官房オリパラ事務局長は、本要領に基づき認証を受けずにマークを使用した者について、直ちにその使用の停止を請求する。
- 2 内閣官房オリパラ事務局長は、認証を受けずにマークを使用した者に対して、当該使用者が行う認証申請について、必要と認める期間、当該認証を行わないことができる。

(認証条件の変更)

- 第15条 内閣官房が本要領を更新し、認証条件を変更した場合は、既に認証を行った認証事業に関しても変更後の要領及びマークの使用条件を適用する。

(マーク使用料)

- 第16条 マークの使用料については、無料とする。

(マーク使用の非独占性等)

- 第17条 本要領による認証は、認証を受けた者がマークの一部又は全部を独占して使用する権利を付与するものではない。また、使用者並びに使用対象物等について内閣官房が推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第18条 内閣官房は、本要領による認証の申請、若しくはその内容に係る変更申請、第12条第7号に規定する照会又は認証事業及びマークの使用の実施に係る経費・役務を負担しない。

(非保証・免責事項)

第19条 内閣官房は、本要領により認証を行った使用対象物等について、その産地や品質の保証責任は負わない。また、内閣官房は、認証を行った内容についての正確性、適法性、合目的性を保証するものではなく、使用者が認証の内容に基づきマークの使用を行うことが第三者の権利等を侵害しないこと、又は法令、条例、規程等に抵触しないことについて何ら保証するものではない。

(賠償責任等)

第20条 内閣官房は、認証を行ったことに起因し認証を受けた者に生じた損失又は損害について、一切の責任を負わない。

- 2 認証を受けた者は、使用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、内閣官房に迷惑を及ぼさないように処理しなければならない。
- 3 認証を受けた者は、認証事業の実施及びマークの使用に際して故意又は過失により内閣官房に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を内閣官房に賠償しなければならない。
- 4 内閣官房オリパラ事務局長は、前二項の規定に違反する認証を受けた者、又はマークの権利を侵害すると認められる者に対し、必要な措置を行うよう命ずるとともに、法的措置をとる。

(個人情報の取扱いについて)

第21条 内閣官房オリパラ事務局長は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）」に基づき、収集する個人情報を適正に管理する。

(情報の公開)

第22条 内閣官房オリパラ事務局長は、beyond2020の推進とマークの適正な管理を図る観点から、認証の状況、認証の取消状況等について情報を公開することができる。

(業務委託)

第23条 内閣官房は、本要領に規定する業務を外部に委託することができる。

- 2 内閣官房が、前項により業務を外部に委託した場合、それぞれの条文の「内閣官房」

若しくは「内閣官房オリパラ事務局長」は「受託者」に読み替えるものとする。

(管轄裁判所)

第24条 本要領に定める事項に関して裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所、準拠する法律は日本国の国内法、使用する言語は日本語とする。

(その他)

第25条 本要領に定めるもののほか、beyond2020の認証及びマークの使用に関し必要な事項は、内閣官房が別に定める。

附則

この要領は、平成28年12月26日から施行する。

事務局使用欄

窓口番号

受付番号

申請受付日

年

月

日

beyond2020 プログラム 認証申請書

内閣官房 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会
推進本部事務局長 宛

申請日

年

月

日

(*) の項目については、beyond2020プログラムと認証された事業・活動をまとめたサイトへ掲載を予定しております。

■ 団体概要

フリガナ					
組織・団体名 (*)					
団体番号				過去に団体番号の発行を受け付けている場合に記入してください。 団体番号の入力がある場合、以下の項目への入力は不要です。	
フリガナ					
代表者	役職				氏名
担当者情報	部署名			フリガナ	
				氏名	
	TEL			番号の間に「-」（ハイフン）は入れずに記入してください。	
	FAX [任意]				
メール アドレス					
住所	郵便番号				ハイフンなしの7桁の数字を記入してください。
	都道府県	市区町村			政令指定都市の場合は市名までを記入。 行政区については、町名・番地欄に記入してください。
	町名・番地			建物名・部屋番号	
団体属性	<p>以下の中から該当する選択肢を選んでください。</p> <p> <input type="checkbox"/> JP : 国の行政機関 <input type="checkbox"/> LG : 地方公共団体 <input type="checkbox"/> SC : 国立大学法人および学校法人 <input type="checkbox"/> PV : 公益法人又はこれに準ずる団体 <input type="checkbox"/> CP : 株式会社等その他法人格を有する団体 <input type="checkbox"/> EX : その他 </p>				

注意事項

■ 団体概要に変更がある場合は、「(別紙様式第3号) beyond2020プログラム 認証変更申請書」を作成し、申請を行ってください。

2枚目に続きます

beyond2020 プログラム 認証申請書

■ 事業概要

フリガナ					
事業・活動名 (*)					
期間 (*)	年	月	日	から	年 月 日
開催場所 (*)	都道府県	市区町村	町名・番地		
	会場名				
活動分野 (*)	※以下の中から該当する選択肢を選んでください。(複数回答可)				
	<input type="checkbox"/> 地域性	<input type="checkbox"/> 多様性	<input type="checkbox"/> 創造性	<input type="checkbox"/> 国際化	<input type="checkbox"/> 多言語社会 <input type="checkbox"/> 共生社会 <input type="checkbox"/> バリアフリー
事業概要 (*)	①②の内容を含めて、事業の概要を 300文字程度 で記入してください。 ①日本文化の魅力を発信する取組であることに関してご記入ください。 ②下記いずれか含むものにチェックを入れ、取組の内容をご記入ください。 (2点とも該当する場合には、双方にチェックを入れ、内容もご記入ください。)				
	<input type="checkbox"/> 障害者にとってのバリアを取り除く取組である <input type="checkbox"/> 外国人にとっての言語の壁を取り除く取組である				
本事業の 対象者 (*)	※本事業の参加対象者として該当する選択肢を以下の中から選んでください。(複数回答可)				
	<input type="checkbox"/> 子ども <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 外国人 <input type="checkbox"/> そのエリアにお住まいの方 <input type="checkbox"/> その他 ()				
URL (*) [任意]					
問い合わせ先 (*) [任意]	TEL				イベントに関する問い合わせ電話番号があればお知らせください。 番号の間に「-」(ハイフン)は入れずに記入してください
参加予定人数 (*)	人	想定人数を選択してください。	参加料 (*)		有無を選択してください。
予算[任意]	円	想定予算を記入してください。			

beyond2020 プログラム 認証申請書

■ ロゴマークの使用方法

ロゴマーク 使用方法	印刷物	<input type="checkbox"/> チラシ <input type="checkbox"/> パンフレット <input type="checkbox"/> 記事 <input type="checkbox"/> ポスター <input type="checkbox"/> 看板 <input type="checkbox"/> のぼり <input type="checkbox"/> その他 ()
	映像	<input type="checkbox"/> テレビ番組 <input type="checkbox"/> 動画 (会場用) <input type="checkbox"/> 動画 (WEBサイト掲載用) <input type="checkbox"/> その他 ()
	WEB	<input type="checkbox"/> WEBサイト URL () <input type="checkbox"/> その他 ()
	販促物・商品	<input type="checkbox"/> 販促物 () <input type="checkbox"/> 商品 ()
	その他	使用方法について詳細を記入してください。 -----

■ 提出書類

提出書類	必須	<input type="checkbox"/> 誓約書 兼 同意書 <input type="checkbox"/> 団体の活動内容がわかる書類 (規約等)
	任意	<input type="checkbox"/> 企画内容がわかる書類 (企画概要書等)

誓約書 兼 同意書

私は本事業の責任者として主催者である法人・団体が、マークの使用申請を行うに当たり、下記の事項を誓約または同意します。

記

1. 私(私が所属する法人・団体)は、以下のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
 - (3) (1)及び(2)に掲げる者から委託を受けた者並びに(1)及び(2)に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う者ただし、特に文化振興等に資すると認証組織が判断した場合はこの限りではない
 - (5) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
 - (6) 税法違反(法人税法(昭和40年法律第34号)違反、所得税法(昭和40年法律第33号)違反、地方税法(昭和25年法律第226号)違反(法人事業税、個人事業税))がある者
 - (7) 政治団体若しくはこれらに類する者
 - (8) 前各号に掲げるほか、法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
2. 前項に反した場合には、事業認証およびマーク使用許諾の取消しを受けることがあることに同意し、当該取消決定を受けた場合には、これに異議を述べず、決定に従います。
また、前項の違反により、内閣官房が損害を被った場合には、その一切を直ちに賠償するものとします。
3. beyond2020プログラムへの申請を行うにあたり、内閣官房が制定する「beyond2020プログラム認証要領」「デザインガイドライン」の内容を理解し、これを遵守することを誓約します。
4. 情報の取扱いについて
記入した情報は、内閣官房がbeyond2020プログラムの運営及び関連情報の連絡の目的に利用するほか、内閣官房が別途公表するプライバシーポリシーに従って取り扱われることに同意します。

西暦 年 月 日

内閣官房
東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会
推進本部事務局長 宛

住所

法人・団体の名称

代表者



〇〇〇〇年 〇月 〇日

〇〇 〇〇 殿

内閣官房
東京オリンピック競技大会・
東京パラリンピック競技大会
推進本部事務局長

beyond2020 プログラム認証通知書

〇〇〇〇年〇月〇日付で申請のあったことについて、beyond2020 プログラムとして認証することを決定しましたので通知します。

認証番号：

以上

〇〇〇〇年 〇月 〇日

〇〇 〇〇 殿

内閣官房
東京オリンピック競技大会・
東京パラリンピック競技大会
推進本部事務局長

beyond2020 プログラム不認証通知書

〇〇〇〇年〇月〇日付で申請のあったことについて、beyond2020 プログラムとして認証しないことを決定しましたので通知します。

不認証理由

以上

事務局使用欄

窓口番号

申請受付日

年

月

日

beyond2020 プログラム 認証変更申請書

内閣官房 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会
推進本部事務局長 宛

申請日

年

月

日

▼変更の箇所に✓を入れてください。

受付番号						
<input type="checkbox"/>	フリガナ					
<input type="checkbox"/>	組織・団体名					
<input type="checkbox"/>	フリガナ	フリガナ				
<input type="checkbox"/>	代表者	役職	氏名			
<input type="checkbox"/>	担当者情報	部署名			フリガナ	
					氏名	
		TEL				番号の間に「-」(ハイフン)は入れずに記入してください。
		FAX				
メールアドレス						
<input type="checkbox"/>	住所	郵便番号			ハイフンなしの7桁の数字を記入してください。	
		都道府県	市区町村		政令指定都市の場合は市名までを記入。 行政区については、町名・番地欄に記入してください。	
		町名・番地		建物名・部屋番号		
<input type="checkbox"/>	フリガナ					
<input type="checkbox"/>	事業・活動名					
<input type="checkbox"/>	期間	年	月	から	年 月 日	
<input type="checkbox"/>	開催場所	都道府県	市区町村		町名・番地	
		会場名				
<input type="checkbox"/>	事業概要					
<input type="checkbox"/>	URL					
<input type="checkbox"/>	その他					

年 月 日

〇〇 〇〇 殿

内閣官房
東京オリンピック競技大会・
東京パラリンピック競技大会
推進本部事務局長

beyond2020 プログラム変更認証通知書

〇〇〇年〇月〇日付で申請があった変更について、変更を認証することを決定しましたので通知します。

以上

事務局使用欄

窓口番号

報告受付日

年

月

日

beyond2020 プログラム 実績報告書

内閣官房 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会
推進本部事務局長 宛

報告日

年

月

日

(*) の項目については、beyond2020プログラムと認証された事業・活動をまとめたサイトへ掲載を予定しております。

■ 報告

受付番号								
フリガナ								
事業・活動名 (*)								
期間・期日 (*)	年	月	日	から	年	月	日	日間
開催場所 (*)	都道府県	市区町村	町名・番地					
			会場名					
参加者数 または 入場者数 (*)	人							
実施報告 (*)	対象にチェックを入れて、取組の実績について具体的にご記入ください。							
	<input type="checkbox"/> 障害者にとってのバリアを取り除く取組である				<input type="checkbox"/> 外国人にとっての言語の壁を取り除く取組である			

■ 提出書類

提出書類	必須	<input type="checkbox"/> 取組概要が分かるもの (事業報告書またはニュースリリース等)
		<input type="checkbox"/> 記録写真 (2~3点)

■ その他

ご意見・ご感想	本事業についてのご意見・ご感想があれば記入してください。

〇〇〇〇年 〇月 〇日

beyond2020 プログラム認証取消通知書

〇〇 〇〇 殿

内閣官房
東京オリンピック競技大会・
東京パラリンピック競技大会
推進本部事務局長

〇〇〇〇年〇月〇日付で認証した beyond2020 プログラム（認証番号 〇〇〇〇）について、認証の取消しを決定したので通知します。

取消理由

以上